令和4年6月

射水市議会定例会議案 (議員提出議案)

目 次

議員提出議案第5号 高山市荘川町六厩地区産業廃棄物最終処分場建設に関する 意見書

議員提出議案第5号

高山市荘川町六厩地区産業廃棄物最終処分場建設に関する意見書 射水市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月24日 提 出

提出者 射水市議会議員 瀧田 孝吉

" 加治 宏規

" 中村 文隆

" 堀 義治

" 奈田 安弘

" 高橋 久和

高山市荘川町六厩地区産業廃棄物最終処分場建設に関する意見書

平成30年9月11日、富山市内の産業廃棄物処理会社から岐阜県高山市荘川町六厩地区に「産業廃棄物処理施設(管理型最終処分場)」を建設する事業計画書が岐阜県に提出された。

計画地は、富山県西部を流域とする一級河川「庄川」の上流に位置しており、この河川から流域住民は、飲み水、生活用水として、日常生活を送るうえでの大きな恵みを享受している。

併せて、計画地は、国内有数の極寒地であることや活動度が高いとされる牧ケ洞(まきがほら)断層の存在に加え、令和3年7月の降雨量が5日間で約800mmを観測するなど、昨今の異常気象、自然災害の猛威等は周知の事実である。この先、不可抗力や想定外な事由で地盤の弛みが起こることも考えられる。万が一、庄川支流の六厩川に有害・有毒物質の流出等が発生すれば、隣接する御母衣ダムに流れ込み、世界文化遺産白川郷・五箇山を経て、庄川水系を下り富山湾に注ぐ延長115kmの広範囲にわたり、影響を及ぼすことが考えられる。

そして、射水市・高岡市・砺波市・南砺市が誇る自然・景観が、この影響により損なわれることがあれば、農業用水・工業用水等の利用による地域ブランド力を活かした農産物をはじめ、おいしい水を利用した飲料品、庄川のアユなど、観光・産業にも影響を及ぼしかねない。

以上のことから、岐阜県におかれては、建設計画の許可審査にあたり、富山県西部地域の住民の平穏で安心な生活環境や砺波平野及び射水平野の豊かな自然と資源を将来にわたって享受でき、清流庄川が貫流する自治体が水質保全の責務を全うしうるよう、慎重かつ的確な判断をくだされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日